

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和3年第4回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年5月28日(金)		
開催時間	午後3時00分～午後3時10分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	大山 日出夫 教育長	河本 孝美 委員	近藤 俊明 委員
	小関 朝之 委員	早川 貴美子 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	田巻 正義 学力定着推進課長
	八尋 崇 教育指導課長	川口 弘 学校運営部長	森田 剛 学校支援課長
	飯塚 尚美 学務課長	上遠野 葉子 子ども家庭部長	菊地 崇 子ども政策課長
	櫻井 健 私立保育園課長	橋本 太郎 こども支援センターげんき所長	田ヶ谷 正 生涯学習支援室長
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	志村 昌孝 小中連携教育担当課長 浅見 寿和 学校施設管理課長 古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 島田 裕司 子ども施設運営課長 安部 嘉昭 子ども施設入園課長 下河邊 純子 青少年課長 門藤 敦良 支援管理課長 楠山 慶之 教育相談課長 高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長 ※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。		
傍 聴 者	0名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年5月28日

第4回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第4回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

◇
初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に近藤委員、小関委員をご指名しますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1、第23号議案を議題といたします。
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第23号議案「足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について」以上。

○教育長 第23号議案について、田ヶ谷生涯学習支援室長から説明をお願いいたします。

生涯学習支援室長。

○生涯学習支援室長 お手元の議案説明資料4ページをお開きいただきたいと思います。件名所管部課名は記載のとおりでございます。今回、博物館法第20条の規定に基づきまして、足立区立郷土博物館協議会の設置をするためにお諮りするものでございます。協議会設置の目的ですが、現在郷土博物館につきましては、「江戸東京の東郊」をテーマに農村の生活史などを常設展示しているものでございます。一方で平成23年、区政80周年を契機に始まりました文化遺産調査を続けてまいりましたところ、美術品の狩野派、谷文晁一門、酒井抱一から始まった江戸琳派など足立区にゆかりのある貴重な美術品資料の発見が続いております。所蔵者から寄贈もしくは寄託も増加している状況を踏まえ、以下の理由で博物館協議会を設置したいと考えているものでございます。

(1)といたしまして、運営方針や展示等について、効果的、学術的視点で評価を専門家からいただく必要があると考えてございます。(2)といたしまして、発見されている美術品の専門家から意見を聴取しまして、今後の展示方針等を改めて検討していく必要があると考えてございます。主な改正理由といたしましては、5ページ、6ペー

ジの通りですが、最終ページの7ページにイメージ図を作らせていただきましたので、こちらをご覧いただきたいと思います。設置目的は先ほどご説明したとおりでございます。箱の左側の「現在」と書いてある部分につきまして、現在、連絡協議会を要綱設置してございます。これは地域の町会の方とかあるいは社会科見学で来ていただける関係から、校長会や社会科部会の先生に入っていただく、あるいは各団体の方に入っていただいて、博物館の事業実績の報告とご意見をいただいているところでございます。その他、その下でございますが、協働グループ連絡会と申しまして、博物館に関わる関係団体の方々にも意見をいただいているところでございますが、今回、美術品等の発見が続きましたので、右側になります。学識の専門家の方に入っていただきまして、8名以内でございますが、協議会を設置して今後の博物館のあり方であるとか、現在の展示方法などの評価をいただきたいと思いますと考えてございます。なお、先ほどご説明いたしました現在の協議会につきましては、右側の下でございますけれども、事業連絡会ということで再編をさせていただきまして、今後とも地元、あるいは団体からの意見の方をいただきたいと思いますと考えているところでございます。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第23号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

ご質疑ございますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第23号議案「足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

その他何かございますか。

早川委員。

○早川委員 所蔵する美術品ですが、意外とそういう専門家の方々に見ていただく中で、次々とそうしたものがなくなっていくということもあるようですので、管理をぜひよろ

しく願いいたします。

○教育長 その他何かございますか。

ないようですので、以上を持ちまして、本年第4回教育
委員会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3時10分閉会

令和3年第4回
足立区教育委員会臨時会

日時 令和3年5月28日 金曜日 午後3時00分開議
会場 教育委員会室

1 議事日程

頁

日程第1 第23号議案 足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について… 2

第 2 3 号議案

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 5 月 2 8 日

提出者 足立区教育委員会教育長 大山 日出夫

足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例

足立区立郷土博物館条例（昭和 6 1 年足立区条例第 7 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 8 条を第 1 0 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（博物館協議会の設置）

第 8 条 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の規定
に基づき、博物館に足立区立郷土博物館協議会（以下「博物館協議会」
という。）を置く。

2 博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、
答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。

（博物館協議会の委員）

第 9 条 博物館協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の
向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員
会が任命又は委嘱する委員 8 人以内をもって組織する。

2 博物館協議会の委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前
任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 博物館協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得
た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、博物館協議会に関し必要な事項は、教
育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区立郷土博物館協議会	月額21,000円
--------------	-----------

(提案理由)

博物館協議会を設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第 2 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 5 月 2 8 日

件 名	足立区立郷土博物館条例の一部を改正する条例の送付について
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課
内 容	<p>1 改正の理由 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、足立区立郷土博物館協議会を設置するため、足立区立郷土博物館条例の一部を改正する。</p> <p>2 博物館協議会の設置目的 現在、郷土博物館（以下「博物館」という。）では「江戸東京の東郊」をテーマに農村の生活史などを常設展示している。一方、区制 8 0 周年から本格化した文化遺産調査により、「狩野派」「谷文晁一門」「江戸琳派」など、足立区にゆかりのある貴重な美術資料の発見が続き、所蔵者からの寄贈・寄託も増加している状況を踏まえ、以下の理由により博物館協議会を設置する。</p> <p>（1）運営方針や展示計画等について、効果的、学術的な視点で評価を行う必要がある。</p> <p>（2）発見されている美術品の専門家から意見を聴取し、今後の展示方針等を検討していく必要がある。</p> <p>3 主な改正内容（詳細は、P 5～6 の新旧対照表のとおり） 足立区立郷土博物館条例第 8 条及び第 9 条に、新たに郷土博物館協議会の設置及び委員に関する規定等を追加する。</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">[補足] 博物館協議会の設置イメージ（P 7）を添付する。</p>
今後の方針	関係する条例施行規則等について、必要な規定を整備する。

足立区立郷土博物館条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号</p>	<p>○足立区立郷土博物館条例 昭和61年10月23日条例第75号</p>
<p>第1条～第7条 （省略）</p>	<p>第1条～第7条 （現行のとおり）</p>
<p><u>（委任）</u></p>	<p><u>（博物館協議会の設置）</u></p>
<p>第8条 <u>この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>第8条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、</u></p>
	<p><u>博物館に足立区立郷土博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。</u></p>
	<p>2 <u>博物館協議会は、館長の諮問に応じ、博物館の運営事項等を審議し、答申するとともに、館長に対し意見を述べることができる。</u></p>
	<p><u>（博物館協議会の委員）</u></p>
	<p>第9条 <u>博物館協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上</u></p>
	<p><u>に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命又は委嘱する委員8人以内をもって組織する。</u></p>
	<p>2 <u>博物館協議会の委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>
	<p>3 <u>博物館協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
	<p>4 <u>前3項に定めるもののほか、博物館協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>
	<p><u>（委任）</u></p>
	<p>第10条 <u>この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p>

改正前	改正後		
<p>別表（第5条関係）（省略）</p>	<p>付 則（令和 年 月 日条例第 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 （足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。 別表教育委員会の部に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1193 555 1986 622"> <tr> <td data-bbox="1193 555 1617 622">足立区立郷土博物館協議会</td> <td data-bbox="1617 555 1986 622">日額 21,000円</td> </tr> </table> <p>別表（第5条関係）（現行のとおり）</p>	足立区立郷土博物館協議会	日額 21,000円
足立区立郷土博物館協議会	日額 21,000円		

【郷土博物館】「博物館協議会」の設置イメージ

設置目的

現在、郷土博物館（以下「博物館」という。）では「江戸東京の東郊」をテーマに農村の生活史などを常設展示している。一方、区制80周年から本格化した文化遺産調査により、「狩野派」「谷文晁一門」「江戸琳派」など、足立区にゆかりのある貴重な美術資料の発見が続き、所蔵者からの寄贈・寄託も増加している状況を踏まえ、以下の理由により博物館協議会を設置する。

- (1) 運営方針や展示計画等について、効果的、学術的な視点で評価を行う必要がある。
- (2) 発見されている美術品の専門家から意見を聴取し、今後の展示方針等を検討していく必要がある。

現在

地域・関係団体

連絡協議会

校長会(小学校・中学校)
社会科部会(小学校・中学校)
大谷田五丁目町会
文化団体連合会
文化財保護指導員
郷土芸能保存会
足立史談会
博物館ボランティア博友会

- ▶ 博物館から
事業実績と予定の報告
- ▶ 委員から
各団体からの要望や連絡

関係団体

協働グループ連絡会

郷土芸能保存会
足立史談会
博物館ボランティア博友会
その他協働グループ団体

- ▶ 各団体から
活動実績と予定の報告

専門家

博物館協議会

◆ 学識経験者

美術史
歴史
民俗・工芸

◆ 区職員

シティプロモーション課長

- ▶ 専門家から意見・提案をもらい、
美術資料を含めた博物館運営を目指す

- ▶ 博物館運営に評価制度を導入し、PDCAサイクルを確立

意見・提案を調整



地域・関係団体

事業連絡会

◆ 地域代表

大谷田五丁目町会

◆ 博物館関係

協働グループ

- ▶ 博物館から
事業実績と予定の報告

- ▶ 委員から
各団体からの要望や連絡